



令和4年5月20日
NTS総合弁護士法人

代表弁護士 櫻井 宏平
担当弁護士 堺 洋一郎

(支援金調査担当事務所) NTS総合弁護士法人 札幌事務所

一時支援金／月次支援金の受給資格に関する認識確認

当弁護士法人は、中小企業庁から、緊急事態宣言等の影響緩和に係る一時支援金等給付規程に基づく一時支援金又は月次支援金（以下「支援金」という。）の受給資格に関する調査を依頼されています。

中小企業庁からの委託により、当弁護士法人が認識確認を実施していることについては、経済産業省のウェブサイト (https://www.meti.go.jp/covid-19/kyufukin_fusei.html) の下方に掲載されている「一時支援金・月次支援金に関する認識確認を行っています」のリンク先 (https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/ichi_ji_getsuji_kakunin.pdf) にも掲載されております。

当弁護士法人は、申請内容、提出書類、第三者からの提供情報等に基づき、貴殿は、受給された支援金の給付要件を満たしておらず、無資格受給を行った可能性があると考えております。

無資格受給の疑義を持つ理由

当弁護士法人は、貴殿が、東京都 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金/営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金を受給した可能性があると考えております。地方公共団体による休業又は営業時間短縮の要請に伴う協力金（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いたものに限る。）の支払対象となった主体は、当該要請のあった期間を対象期間／対象月とする一時支援金／月次支援金の給付要件を満たしません。

なお、協力金の対象となる事業とは別の事業で一時支援金／月次支援金に申請する場合であっても、同様に給付要件を満たさない

つきましては、回答期限【令和4年6月3日（消印有効）】までに、別紙の認識確認書に必ず回答いただきますようお願いいたします。回答に当たり、以下にご留意ください。

- 万が一、回答期限までにご回答を頂けない場合には、ご回答がないという事実も踏まえて、今後の対応の判断を行うこととなります。
- 貴殿が事業復活支援金の申請を行った場合、本調査の結果は、事業復活支援金給付規程に基づき、事業復活支援金事務局に提供され、事業復活支援金の審査及び調査のために用いられることがあります。
- 回答内容等に応じて、追加的な確認をさせていただく場合があります。

【回答方法】

別紙「認識確認書」に回答を記入の上、郵送（宛先下掲）又はF A X（011-206-8372）で送付してください（送料、通信料等は回答者のご負担となります。）。

郵送先：〒060-0031 北海道札幌市中央区北一条東1丁目2番5号 カレスサッポロビル5階
N T S総合弁護士法人 札幌事務所（支援金調査担当事務所）

なお、やむを得ない事情により電話での回答をご希望の場合は、下記問合せ先にご連絡ください。

【問合せ先】

認識確認に関して電話で問合せたい方は、当弁護士法人 札幌事務所（011-350-5565 又は 0570-022-667）までご連絡ください（通話料がかかります。また、通話内容は録音いたします。）。その際、必ず氏名及び申請ID（別紙「認識確認書」に記載のCから始まる10桁のコード）を述べた上で、問合せ内容をお伝えください。

なお、支援金に関する一般的な問合せについては、一時支援金／月次支援金コールセンターまでご連絡ください。

支援金の返還のご案内

悪質性等が認められる場合には、中小企業庁より、その事実を捜査機関に伝達することがあります。警察の捜査の開始や中小企業庁の調査の進展があった場合には、任意の返還を受け付けられない場合もありますので、給付要件を満たさないにもかかわらず、誤って支援金を申請し受給された方については、速やかな支援金の返還を強く推奨しています（※）。

返還を希望される方は、認識確認書に回答される前であっても、一時支援金／月次支援金コールセンターに返還したい旨をお電話いただくことで、返還手続を進めることが可能です。

ただし、返還申出を行ったか否かにかかわらず、認識確認書の提出は上記回答期限までに実施ください。

※ 返還される支援金によっては、以下を実施いただく必要がある可能性があります。詳細は返還後にご案内いたします。

- ・一時支援金を返還される場合：一時支援金のIDを用いて月次支援金を申請されている場合は、月次支援金の事前確認を受け直す必要があります。また、一時支援金に紐づけて月次支援金に簡単申請されている場合は、簡単申請を取り下げ、基本申請で申請し直していただく等の必要があります。
- ・月次支援金を返還される場合：基本申請で受給された月次支援金の特定の月を返還され、かつ、当該月に紐づけて月次支援金に簡単申請されている場合は、簡単申請を取り下げ、基本申請で申請し直していただく等の必要があります。

【参考1】緊急事態宣言等の影響緩和に係る一時支援金等給付規程の関係規定抜粋

※全文は経済産業省のウェブサイト (https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/pdf/kyufukitei.pdf) をご参照ください

第1章 緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金

(宣誓・同意事項)

第9条 次の第1号から第4号までのいずれにも宣誓し、次の第5号から第11号までのいずれにも同意し、様式1により宣誓及び同意した旨を記載した書類を提出した者でなければ、一時支援金を給付しない。また、申請者が虚偽の宣誓を行った場合又は同意した事項に違反した場合は、中小企業庁長官（以下この章において「長官」という。）は、当該申請者について一時支援金を給付しないこと（以下この章において「不給付」という。）を決定でき、また、申請者が既に一時支援金の給付を受けていた場合は、長官は、当該申請者との間の贈与契約を解除し、速やかに事務局に一時支援金を返還するよう求めることができる。

一～五 (略)

六 飲食店であって、地方公共団体による営業時間短縮要請に伴う協力金の支払対象であり、当該協力金が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている場合には、一時支援金の受給資格がないことに同意し、既に一時支援金を受給していた場合には速やかに返還すること

七 (略)

八 事務局又は長官が委任若しくは準委任した者が第13条に基づいて行う関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じること

九 無資格受給（申請が給付要件を満たさないにもかかわらず一時支援金を受給することをいう。）又は不正受給（偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治40年法律第45号）各条に規定するものをいう。）に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に基本情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことより、本来受けることができない一時支援金の給付を受けることをいう。ただし、基本情報等に事実と反する内容の記入があった場合であっても、これが故意によらないものと認められるときは不正受給には該当しないものとする。以下この章において同じ。）等が発覚した場合には、第13条に従い一時支援金の返還等を遅滞なく行う義務を負うほか、申請者の法人名、屋号・雅号、氏名等の公表等の措置がとられる場合があること

十 提出した基本情報等が一時支援金の事務のために第三者に提供される場合（給付要件の充足性を判断するために事務局又は中小企業庁が申請者の基本情報等を第三者に提供する場合を含む。）及び一時支援金の給付等に必要な範囲において申請者の個人情報に第三者から取得される場合（給付要件の充足性を判断するために事務局又は中小企業庁が申請者の個人情報を第三者から取得する場合を含む。）があること

十一 (略)

(不給付要件)

第10条 第4条から第9条までの規定にかかわらず、申請者は次の各号（以下この章において「不給付要件」という。）のいずれにも該当してはならない。不給付要件のいずれかに該当する者は、たとえ不給付要件に該当しない他の事業を行っている場合であっても、一時支援金を受給することができない。

一～五 (略)

六 地方公共団体による営業時間短縮要請に伴い新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている協力金の支払対象となっている飲食店

七 (略)

(一時支援金に係る無資格受給・不正受給への対応)

第13条 無資格受給のおそれがある場合は、長官は、事務局を通じ、次の各号の対応を行う。

一 提出された基本情報等について審査を行い不審な点がみられる場合等に調査を開始する。申請者等の関係者に対する、関係書類の提出指導、事情聴取、立入検査等の調査については、事務局及び長官が委任又は準委任した者において行うことを原則とし、これらの調査を行った後、当該関係者に対する対処を決定する。

二 事務局等の調査の結果、申請者が無資格受給したことが判明した場合又は申請者が調査に応じなかった場合（調査のために事務局等が提出を求めた書類を申請者が提出しなかった場合を含む。）には、長官は、当該申請者との間の贈与契約を変更し、又は解除することができる。長官が当該贈与契約を変更し、又は

解除した場合、事務局は、長官の指示に従い、当該申請者に対し、一時支援金に係る長官との間の贈与契約の変更又は解除に伴い、一時支援金の返還が必要である旨の通知を行う。

2～6 (略)

第2章 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金

(宣誓・同意事項)

第24条 給付の申請を行う全ての対象月分の月次支援金について、次の第1号及び第3号から第5号までのいずれにも宣誓し、次の第2号及び第6号から第13号までのいずれにも同意し、様式6により宣誓及び同意した旨を記載した書類を提出した者でなければ、月次支援金を給付しない。また、申請者が虚偽の宣誓を行った場合又は同意した事項に違反した場合は、中小企業庁長官（以下この章において「長官」という。）は、当該申請者について月次支援金を給付しないこと（以下この章において「不給付」という。）を決定でき、また、申請者が既に支援金の給付を受けていた場合は、長官は、当該申請者との間の贈与契約を解除し、速やかに事務局に支援金を返還するよう求めることができる。

一～六 (略)

七 地方公共団体による対象月における休業又は営業時間短縮の要請に伴う協力金の支払対象であり、当該協力金が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている場合には、月次支援金の受給資格がないことに同意し、既に月次支援金を受給していた場合には速やかに返還すること

八 (略)

九 事務局又は長官が委任若しくは準委任した者が第28条に基づいて行う関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じること

十 無資格受給（申請が給付要件を満たさないにもかかわらず月次支援金を受給することをいう。以下この章において同じ。）又は不正受給（偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法各条に規定するものをいう。）に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に基本情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことより、本来受けることができない月次支援金の給付を受けることをいう。ただし、基本情報等に事実と反する内容の記入があった場合であっても、これが故意によらないものと認められるときは不正受給には該当しないものとする。以下この章において同じ。）が発覚した場合には、第28条に従い、給付を受けた支援金について、返還等を遅滞なく行う義務を負うほか、申請者の法人名、屋号・雅号、氏名等の公表等の措置がとられる場合があり、また、第25条第3号に従い、給付を受ける前の月次支援金は不給付となり、新たに月次支援金の給付の申請を行うことができなくなる場合があること

十一 (略)

十二 提出した基本情報等が月次支援金の事務並びに国及び地方公共団体による月次支援金の制度枠組みを準用した支援策（実施することが決定している支援策であって、中小企業庁が基本情報等の提供の必要があると認める支援策に限る。）の事務のために第三者に提供される場合（給付要件の充足性を判断するために事務局又は中小企業庁が申請者の基本情報等を第三者に提供する場合を含む。）及び月次支援金の給付等に必要範囲において申請者の個人情報が第三者から取得される場合（給付要件の充足性を判断するために事務局又は中小企業庁が申請者の個人情報を第三者から取得する場合を含む。）があること

十三 (略)

(不給付要件)

第25条 第19条から第24条までの規定にかかわらず、申請者は次の各号（以下この章において「不給付要件」という。）のいずれにも該当してはならない。不給付要件のいずれかに該当する者は、いかなる事業を行っている場合であっても、月次支援金を受給することができない。

一・二 (略)

三 前条第10号の無資格受給若しくは不正受給又は第9条第9号の一時支援金に係る無資格受給若しくは不正受給を行った者（ただし、悪質性が低いと長官が認める無資格受給を行った者を除く。）

四～七 (略)

八 地方公共団体による対象月における休業又は営業時間短縮の要請に伴い新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている協力金の支払対象となっている者

九 (略)

(月次支援金に係る無資格受給・不正受給への対応)

第28条 無資格受給のおそれがある場合は、長官は、事務局を通じ、次の各号の対応を行う。

- 一 申請者により支援金等の給付の申請に当たって中小企業庁又はそれぞれの支援金等の事務局に提出された全ての基本情報等について審査を行い不審な点がみられる場合等に調査を開始する。申請者等の関係者に対する、関係書類の提出指導、事情聴取、立入検査等の調査については、事務局及び長官が委任又は準委任した者において行うことを原則とし、これらの調査を行った後、当該関係者に対する対処を決定する。
- 二 事務局等の調査の結果、申請者が無資格受給したことが判明した場合又は申請者が調査に応じなかった場合（調査のために事務局等が提出を求めた書類を申請者が提出しなかった場合を含む。）には、長官は、当該申請者との間で締結された当該月次支援金に係る贈与契約を変更し、又は解除することができる。長官が当該贈与契約を変更し、又は解除した場合、事務局は、長官の指示に従い、当該申請者に対し、当該月次支援金に係る長官との間の贈与契約の変更又は解除に伴い、当該月次支援金の返還が必要である旨の通知を行う。
- 三 前号の場合には、長官は、その悪質性の程度又は当該申請者との間で締結された他の支援金に係る贈与契約が給付要件を満たしていない蓋然性等を考慮して、当該月次支援金以外の当該申請者との間で締結されたその他の全ての支援金に係る贈与契約を変更し、又は解除することができる。長官が贈与契約を変更し、又は解除した場合、事務局は、長官の指示に従い、当該申請者に対し、支援金に係る長官との間の贈与契約の変更又は解除に伴い、当該支援金の返還が必要である旨の通知を行う。

2～6 （略）

【参考2】事業復活支援金給付規程の関係規定抜粋

※全文は経済産業省のウェブサイト (https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_fukkatsu/pdf/kyufukitei.pdf) をご参照ください

（宣誓・同意事項）

第9条 次の第1号から第4号までのいずれにも宣誓し、次の第5号から第10号までのいずれにも同意し、様式1により宣誓及び同意した旨を記載した書類を提出した者でなければ、支援金を給付しない。また、申請者が虚偽の宣誓を行った場合又は同意した事項に違反した場合は、中小企業庁長官（以下「長官」という。）が第12条第1項に基づいて給付額を決定する前であれば、申請者は支援金の申請を取り下げなければならず、長官は、当該申請者について支援金を給付しないこと（以下「不給付」という。）を決定でき、また、長官が第12条第1項に基づいて給付額を決定した後であれば、長官は、当該申請者との間の贈与契約を解除し、申請者が既に支援金の給付を受けていた場合は、速やかに事務局に支援金を返還するよう求めることができる。

一～七 （略）

八 支援金、月次支援金、一時支援金、持続化給付金（中小企業庁が実施する持続化給付金をいう。）及び家賃支援給付金（中小企業庁が実施する家賃支援給付金をいう。）（以下これらを総称して「支援金等」という。）の給付の申請に当たってそれぞれの支援金等の事務局に提出した全ての基本情報等や支援金等に関する調査結果が、中小企業庁及びそれぞれの支援金等の事務局、国税庁その他の関係行政機関並びに捜査機関の間において相互に提供され、基本情報等の提出時に給付申請がされた支援金等以外を含む全ての支援金等の審査及び調査のために用いられる場合があること

九・十 （略）

(別 紙)

宛先：NTS総合弁護士法人 札幌事務所（支援金調査担当事務所）

郵送先：〒060-0031 北海道札幌市中央区北一条東1丁目2番5号 カレスサッポロビル5階

FAX 送信先：011-206-8372

認識確認書

年 月 日

氏名／法人名

申請ID

1 給付要件を満たすか否かに関する貴殿の現在の認識

一時支援金及び月次支援金の各対象月の全てについて、それぞれ下表の A. B. C. のいずれに該当するか、
□内にチェック (☑) を入れ、貴殿の現在の認識を回答してください。

	一時 支援金	月次支援金						
		4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分
A. 給付要件を満たす 【返還しない】	<input type="checkbox"/>							
B. 給付要件を満たさない【返還する】	<input type="checkbox"/>							
C. 受給していない	<input type="checkbox"/>							

※「B. 給付要件を満たさない」と回答された場合には、一定の場合を除き、後日、事務局から返還案内が送付されます。

2 連絡可能な連絡先

電話番号： _____

メールアドレス： _____

住所： _____

3 備考（上記1・2のほかに申告したい事項等）